

新潟市立上山小学校 いじめの積極的認知と防止基本方針

令和7年4月
いじめ・不登校対策委員会

1 「いじめ」の積極的認知の重要性

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがある。

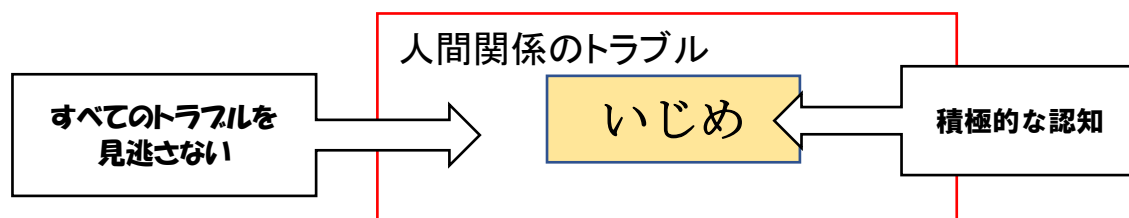
また、いじめられている児童は、自分がいじめられていても、自尊心を傷付けられたくない、親に心配をかけたくない、告げ口したとしてさらにいじめられるのではないかなどの不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことがある。さらに、「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ったりすることがある。

その結果、いじめられている児童は精神的に追い詰められ、心に深い傷を負うとともに、かけがえない命さえも失われる場合がある。また、いじめの発見が遅れると、行為がエスカレートしたり、関わる児童が拡大して関係が複雑になり、解決が困難になったりする。

どんなトラブルも、単なるいたずらやけんか等と軽く考え対応を先送りせずに、たとえ些細な兆候であってもいじめにつながるのではないかと疑いをもつ必要がある。そして、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、解決を図っていく。

2 「いじめ」の定義(判断基準)

「いじめ」と「トラブル（けんかやいたずら）」は別のものではなく、全てのトラブルの中に「いじめ」の芽があるつもりで対応することが基本である。



いじめとは

「①一定の人間関係のある者から、②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、③心身の苦痛を感じているもの。」（＊3つの判断のポイント）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

※トラブルの原因や背景、これまでの人間関係を十分考慮し、いじめられた児童の心情に寄り添いながら判断する。

※「トラブルの解消」という点では、いじめかどうかにかかわらず、全てのトラブルを見逃さず、真摯に解決を図る。

3 「いじめ」を生まない人間関係・学校風土づくりで目指すこと

- いじめを決して許さない心を育てる。
- 自他の生命を大切にすることを育てる。
- 人の痛みを感じる心を育てる。
- 個性の違いを認める心を育てる。
- 規範意識を高める。

いじめは、いかなる理由があっても絶対に許すことのできない問題であることを、しっかりと認識させることが大切である。被害を受けた児童は、学年が上がるにつれて相談したり、訴えたりしづらい場合がある。訴えることでさらに悪化するのではと不安になったり、他の人に話すこと自体を恥ずかしがったりして「大丈夫」「困っていることはない」と答えることもある。日頃から、困ったことをすぐに相談できる雰囲気や信頼関係づくりに努める。

また、児童一人一人をしっかりと理解し、自己有用感を高める活動の充実を図り、児童が楽しく生き生きとした学校生活を送れるようにしていく。

① いじめは絶対にだめだという雰囲気をつくる

いじめは、謝って責任がとれるものではないこと。いじめられた児童が、安心して学校生活を送れるようにならなければ、本当の意味で許してもらったことにはならないこともしっかりと指導する。

② いじめの早期発見に努める

児童の見取りの強化と、いじめを訴えることができる子どもの育成、信頼関係づくりに努める。

③ いじめを訴えることができる集団にする

「学校で煙が出たらどうする ⇒ すぐに教える ⇒ 消火する」

※いじめも同じ。いじめを見たら・受けたらすぐに伝えることが大事。

これは、告げ口ではなく、正義の行動だと教える。

「いじめられている人、教えてくれた人を、絶対に守る」ことを伝える。

④ 生徒指導の「さしすせそ」を大切にする

「さ」 最悪の事態を想定して

「し」 慎重に(複数で)

「す」 すばやく

「せ」 誠意をもって

「そ」 組織的な対応を

4 「いじめ」防止に関する指導体制

(1) 校内の組織

① 「いじめ・不登校対策委員会」

- ・いじめの予防…「学校基本方針に基づく年間計画作成，実行，検証等」

「いじめの相談・通報の窓口」

- ・いじめ発生時…「校内いじめ対応ミーティング」を即日開き，「事実確認，情報収集，記録，共有」や「問題解決に向けた具体的方策の検討」など組織的対応をする。

※重大事案につながる恐れのある高レベルと判断したいじめ事案の場合には，いじめ不登校対策委員会を開催する。

- ・構成メンバー…学校職員：校長，教頭，生活指導主任（正副），養護教諭

当該児童の学年主任・担任

※上記の他，学校外から必要に応じて問題解決に向け参画していただく。

※上山中学校，鳥屋野小学校とも連携する。

- ＊小学校・中学校区で解決を図るとともに，必要に応じて専門機関への相談や指導を受ける。

5 「いじめ」に対する未然防止

(1) 「学級力」の育成

- ・教師は望ましい学級集団のあり方について，お互いに助言し合い，意図的，計画的，組織的に学級力を高めていく。「学校全体で組織的に」学級力向上に取り組む。
- ・教師は，子ども自らの学級づくりに参画しようとする意識を高めることで，望ましい学級集団づくりに対する子どもの自発的な取組を促す。

(2) 学級・学校内での生徒指導的配慮

- ・日頃から子ども同士の関係や動向を注意深く見守り，わずかな変化も気に留め声を掛ける。そのため，子どもと向き合い，触れ合う時間を大切にする。
- ・子どもの学習上の悩みに温かく応じながら，子どもの考えを認めたり，援助したりして学習に参加させ，自己に対する自信がもてるように配慮する。
- ・ペアやグループなど集団で活動する場を多く設定し，子ども同士がお互いに認め合い，助け合うような温かい学級の雰囲気醸成する。
- ・いじめの問題を題材とした道徳科の授業や日常の学校生活の場で生じるいろいろな問題について，学級全体で話し合い，一人一人の子どもが正しく判断し自己実現ができるように倫理観や規範意識を育てる。
- ・児童会をはじめとして，子どもたちが主体的に取り組むいじめ対策の活動や互いのよさを認め合う取組を積極的に支援し，責任感や自他の葛藤の解消方法等を学ばせる。

(3) 相談体制の確立

- ・ 休み明けに登校する学級の子どもたちを教室で迎え、「おはよう」の声掛けをする。
- ・ 年間2回の児童アンケートといじめアンケート（計4回）をもとに、全校の子どもに対して学級担任が個別に面談を行う「教育相談」を実施する。一人一人の心に寄り添い、丁寧に話を聞き出すとともに、心配な事案については学年主任を中心に学年で検討し即日対応する。相談してよかったという満足感が得られるようにする。また、日頃から、悩みを相談できる信頼関係づくりに努める。（児童のアンケート用紙については児童が卒業するまで、また集計したものについては、5年間保存する）

(4) 職員研修

- ・ いじめに関係した文書や情報の収集に努め、「解消」の適切な判断等、教職員間で共通理解を図る研修を開催するとともに重要な情報は随時印刷して全職員に配付し、その活用を図る。
- ・ いじめや人権、発達障がい、性別違和（L G B T）等に係る教職員の資質向上や児童理解、生活の実態把握、生活の向上及び問題への対応について、関係機関・専門的な立場の方を講師とする研修会を実施する。

6 「いじめ」の早期発見のために

(1) 情報共有

- ・ 気になる子どもの情報交換を行い、児童理解に努めるとともに指導の方向を確認する。その内容を学年の職員に伝達し、共通理解を図る。
- ・ 日頃より、級外職員や養護教諭、図書館司書から子どもの様子を聞き、広い角度からいじめに対する情報をとらえる。子どもの問題行動等具体的な情報交換、対策協議を行う。
- ・ 各学年で問題事象を記録しておく。その件に関して重要性を勘案し学年、学年部、全校で内容・対応について共通理解を図る。

気になることがあった場合は、速やかに学年主任、生活指導主任に連絡相談をする。

(2) いじめの早期発見の手掛かり

○学級担任

- ・ 日頃からていねいに対応しているか。
- ・ 教室では誰と過ごしているか。
- ・ 日記や生活ノート等で気付くことはないか。
- ・ 家庭のことで気になることを言っていないか。
- ・ 落ち込んでいたり、急に明るくなったりしていないか。
- ・ 発言に対して冷やかしかやし立てはないか。
- ・ グループ作りで孤立していないか。

○養護教諭

- ・ 来室が急に増えたり減ったりしていないか。
- ・ 特定の時間・曜日に来室数が増えているか。

○学年担当以外の職員

- ・ 登下校時に孤立していないか。
- ・ 休み時間や行事の行動で気になる様子はないか。

○清掃・委員会・クラブ活動等

- ・ いつも大変な仕事を担当していないか。
- ・ 分担を決める時に不自然なことはないか。
- ・ ペアを作る時に自然にできているか。
- ・ 失敗を責められていないか。
- ・ いつも後始末をしていることはないか。

7 「いじめ」を発見した場合の子どもに対する指導

(1) 「いじめ」発見（詳細は次ページ参照）

- ① 事実確認 → 新潟市教育委員会への報告
↓
*担任・学年教員・生活指導主任 *校長・教頭
- ② 全体指導体制づくり ← 校長・教頭の指導
↓
*「校内いじめ対応ミーティング」の開催
- ③ いじめ・不登校対策委員会での対応 ← 校長・教頭の要請
↓
*上山小いじめ・不登校対策委員会構成メンバー
- ④ 外部機関との連携 ← いじめ・不登校対策委員会から要請
*新潟市教育委員会・児童相談所・新潟市教育相談センター・新潟警察署 等

(2) 「いじめ」解消への対応

- ① いじめられた子どもには、「**あなたを絶対に守る**」というメッセージを送る。そして、心の痛みを共感的に理解することに努め、支援と問題解決への取組を行い、その子どものよさを認め、自信をもたせるように継続指導を行う。
- ② いじめた子どもについては、「**いじめは絶対に許されない行為である**」という認識に立ち、毅然とした態度で指導し、自分の行為の重大さに気付かせる指導を行う。特に、相手の立場を十分に考えさせ、今後、どのような心構えで生活し、努力すべきかをつかませる指導を行う。
- ③ その他の子どもに対しては、「**いじめの黙認は、いじめに加担することであり、許されないことである**」ことを、道徳や学級活動等を通して理解させる。また、一人一人の子どもが正義と勇気に目覚め、思いやりの心に満ちた学級の大切さを子どもに体得させるために、道徳との関連を十分に図る。それとともに、日常生活における道徳的実践の指導の充実を図る。
- ④ いじめが自殺という最悪のケースに至ることや、後追い自殺が生じることを絶対に防がなければならない。そのために、子どもに対して自尊感情を高めるとともに、適切な時機に命の大切さや生きる希望を伝え、決して死を美化してはならないことを教える。

8 「いじめ」の様態と日常の取組の確認

いじめとして考えられる様態には、下のようなものがある。深刻ないじめへと発展する恐れのあるものから、いじめか否かを迷うような初期段階のものまでである。どんなトラブルに対しても真摯に対応し、いじめに対して次のような取組を計画的・組織的に行い、実施の有無を確認する。

＊文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」項目による
「いじめの様態」

いじめの様態
① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
② 仲間はずれ、集団による無視
③ 軽くぶつかられたり、遊んだふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
④ ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
⑤ 金品をたかられる。
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
⑨ その他

「いじめ問題に対する取組」

学校におけるいじめの問題に対する日常の取組
① 職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。
② いじめの問題に関する校内研修を実施した。
③ 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。
④ 児童会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。
⑤ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談に当たった。
⑥ いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。
⑦ 教育相談の実施について、必要に応じて教育相談センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。
⑧ 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。
⑨ PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。
⑩ いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。

9 家庭・地域及び関係機関との連携の充実

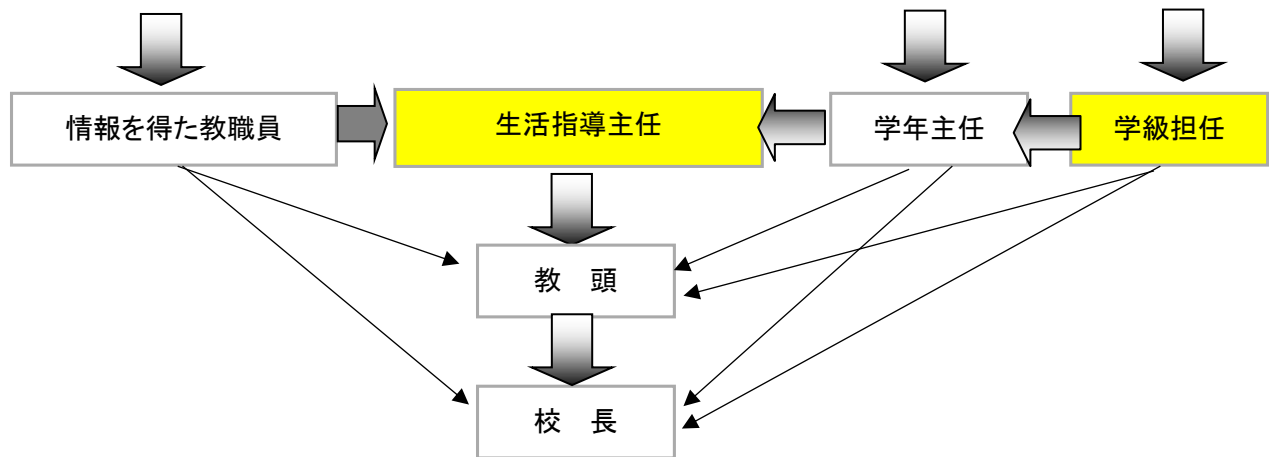
- (1) 日頃から連絡帳や電話，家庭訪問，個人懇談会等で，保護者との連絡を密にし，いじめに対する相談が気軽に行えるように，信頼関係を深める。
- (2) 学校だより，学年だより，学級だよりなどを活用して，いじめについて啓発する学校の内容の取組等を保護者や地域に知らせるようにし，理解と協力を得る。
- (3) いじめ・不登校防止対策委員会及び当該学年で行う全体指導体制づくりの段階で，校長・教頭の指導の下，派遣カウンセラー等との相談体制を構築する。スクールカウンセラー，教育相談センター，市教委 SST・SSW
- (4) 次に挙げる地域・関係機関と情報交換を行い，いじめをはじめとする問題行動に関する子どもの様子について情報を得る。

- | | |
|---------------|---------------|
| ・ふれあいスクールスタッフ | ・セーフティスタッフ |
| ・上山ひまわりクラブ | |
| ・青少年健全育成協議会 | ・民生児童委員 |
| ・新潟市児童相談所 | ・新潟警察署生活安全課 等 |

10 「いじめへの緊急(早期)対応」の流れ

いじめの情報

日常観察，本人の申し出，教育相談，他の児童・保護者からの情報提供，アンケートなど



校内いじめ対応ミーティング

情報共有・共通理解

即日開催

調査（事実関係の把握）

指導および支援方針・決定分担の決定

